

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
 七城支所 ☎0968(25)1080
 旭志支所 ☎0968(25)3334
 泗水支所 ☎0968(25)2155



農業者年金で生涯所得の確保を

農業者年金とは

農業者のための年金制度です。60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している人は誰でも加入できます。

税制の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の人は公的年金などの合計額が120万円までの場合は、全額非課税です）

農業者年金は安全性を重視して運用しています

農業者年金は、積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

保険料はいつでも見直せます

保険料を自由に決められ（月額2万から6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

見直せます。

農業者年金は終身年金です

原則65歳以上から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、遺族に死亡一時金として支給します。

一定の要件を満たす人は

保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告している人やその人と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす場合には、保険料の国庫補助があります。国庫補助額に見合う年金は、農地などの経営継承をすれば原則65歳から特別付加年金として受給できます。経営継承の時期には年齢制限はありません。

農地賃借料情報 (参考)

農地を貸し借りする場合の賃借料は、お互いの合意の上で決定して下さい。料金の参考として、菊池市賃借料情報を掲載します。農地の形状などを考慮して、料金を決定して下さい。

農業委員会では賃借料について関与しません。

菊池市の農地賃借料情報(参考)

		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
菊池地区	平坦部	20,601円	87	13,829円	91
	中山間部	11,179円	104		
七城地区		22,654円	298	13,028円	27
旭志地区		20,617円	31	11,804円	26
泗水地区		21,342円	33	12,694円	118

※平成31年1月から令和元年12月までの10アール当たりの平均賃借料。なお、農地法の改正により標準小作料は廃止となっています。

5月の申請締切日は4月20日(月)です

農地の売買や賃借、農地転用の申請を予定されている人は、農業委員会に諮る必要があります。締切日まで忘れずに申請してください。毎月25日を締切日、毎月10日前後に総会を開催していますがゴールデンウィークをはさむため締切が早くなっています。

5月の申請締切日 4月20日(月)

